

(3) ヘキ地の医療

第1 現状と課題

1 概要

沖縄県のへき地医療対策については、「沖縄県第11次へき地保健医療計画」(以下「第11次計画」という。)に基づき推進されてきたところであり、第11次計画は、平成23年度から平成27年度及びその後の2年間の延長実施により平成29年度をもって終了します。

へき地医療対策は、ドクターヘリによる救急患者の搬送等地域医療の取り組みと連動しており、他事業とより一層の連携を図っていくことが求められていること等から、厚生労働省では、平成26年度の「へき地保健医療対策検討会」及び平成28年度の「医療計画の見直し等に関する検討会」による報告を踏まえ、「へき地の医療体制構築に係る指針」において「へき地保健医療計画」と「医療計画」を一体的に策定することとしています。

沖縄県では、同指針及び本県の実情を踏まえ、へき地医療対策の連携強化を図るため、「へき地保健医療計画」と「医療計画」を一体的に策定することとします。

2 ヘキ地

(1) ヘキ地の現状

「へき地」とは、厚生労働省において、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち医療の確保が困難であって無医地区又は無医地区に準じる地区の要件に該当するものと定義されています。

ア 無医地区

無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区とされています。

本県の無医地区は、平成29年1月1日時点において、4市村6地区です。

イ 無医地区に準じる地区

無医地区に準じる地区(以下「準無医地区」という。)とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区とされています。

本県の準無医地区は、平成29年4月3日時点において、12市町村17地区です。これらの地区については、半径4kmの地区内に医療機関はあるが眼科、耳鼻いん

こう科等の特定の診療科目がなく、特定診療科についての巡回診療等が必要なことから、厚生労働大臣との協議の結果、準無医地区として取扱うこととしました。

ウ 無歯科医地区

無歯科医地区とは、歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区とされています。

本県の無歯科医地区は、平成29年1月1日時点において、8市村15地区です。

エ 無歯科医地区に準じる地区

無歯科医地区に準じる地区（以下「準無歯科医地区」という。）とは、無歯科医地区には該当しないが、無歯科医地区に準じた歯科医療の確保が必要な地区と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区とされています。

本県の準無歯科医地区は、平成29年1月1日時点において、ありません。

オ 対象地区(30地区)

この計画では、無医地区及び準無医地区（以下「無医地区等」という。）、無歯科医地区及び準無歯科医地区（以下「無歯科医地区等」という。）並びに準無医地区又は準無歯科医地区に該当することが見込まれる地域を対象地区とします。

表1 本県の無医地区の推移

項目	H16.12月末	H21.10月末	H26.10月末	H29.1.1現在
市町村数	6	4	5	4
地区数	7	10	7	6
人口	994	1,780	1,085	958

注)厚生労働省無医地区等調査及び県保健医療部医療政策課調べによる。

表2 本県の無歯科医地区の推移

項目	H16.12月末	H21.10月末	H26.10月末	H29.1.1現在
市町村数	6	7	8	8
地区数	12	13	14	15
人口	3,729	3,315	3,498	3,962

注)厚生労働省無歯科医地区等調査及び県保健医療部医療政策課調べによる。

(2) へき地の課題

本県は、台風の来襲や悪天候等で容易に孤立化する小規模離島が多数存在するという地理的特殊性があることから、地域毎に人口や医療機関の設置状況等を的確に把握し、無医地区等又は無歯科医地区等の要件を満たすか適切に把握することが重要です。

ア 無医地区

鳩間島は、「島しょ別住民基本台帳人口及び世帯数」における人口が、平成28年1月1日時点で50人でしたが、平成29年1月1日時点で41人となっており、無医地区の要件を満たしていません。

イ 準無医地区

多良間島及び与那国島は、これらの島に所在する県立多良間診療所及び与那国町立与那国診療所が多岐にわたる診療科目を標榜しており、準無医地区の要件を満たしていません。

ウ 無歯科医地区

座間味村(座間味島及び阿嘉島)では、村役場の新築移転に伴い、平成26年度に座間味村で唯一の座間味村立歯科診療所が廃止されています。

粟国村(粟国島)では、平成27年度の定期航空路線の運休に伴い、粟国村で唯一の民間の歯科診療所が休止しています。

また、渡名喜村(渡名喜島)では、平成26年度に渡名喜村で唯一の渡名喜村立歯科診療所を整備しましたが、歯科医師を確保できず、現在、休止しています。

表3 対象地区一覧

2次 医療圏	市町村		対象地区				対象地区の種別																	
	NO	名称	NO	名称	字等名称	人口(人)	無医	準無医	無菌	その他														
北部	1	国頭村 (1,088人)	1	佐手校区 (310人)	謝敷	39	○		○															
					佐手	79																		
					辺野喜	150																		
					宇嘉	42																		
			2	北国 (182人)	宜名真	109	○		○															
					辺戸	73																		
			2	大宜味村	7	押川	押川	56	○		○													
	東村	8					高江	139					○		○									
	4	伊江村					9	伊江									伊江島	4,604	○					
																	伊平屋	1,165						
	5	伊平屋村					10	伊平屋									伊平屋島	1,165	○					
伊是名																	1,496							
6	伊是名村	11	伊是名	伊是名島	1,496	○																		
				津堅	446				○	○														
中部	7	うるま市	12	津堅	津堅島	446																		
南部	8	南城市	13	久高	久高島	244	○		○															
					9	渡嘉敷村					14	渡嘉敷	渡嘉敷島	684	○									
													10	座間味村 (859人)				15	座間味	座間味島	602	○	○	
					16	阿嘉					阿嘉島	257			○	○								
					11	粟国村					17	粟国	粟国島	720				○	○	○				
													12	渡名喜村	18	渡名喜	渡名喜島					383	○	○
					13	南大東村					19	南大東					南大東島	1,247	○					
14	北大東村	20	北大東	北大東島			576	○																
				宮古	15	多良間村	21				多良間	多良間島	1,160			○								
八重山	16	石垣市 (271人)	22	明石	伊原間 (明石)	134	○		○															
					23	平久保					平久保	137	○	○										
	17	竹富町 (4,182人)	24	竹富	竹富島	362	○																	
					25	黒島					黒島	216	○											
					26	小浜					小浜島	690				○								
					27	西表					西表島	2,365							○					
					28	鳩間					鳩間島	41										○		○
					29	波照間					波照間島	508												
	18	与那国町	30	与那国	与那国島	1,697				○														
		18市町村	30地区	21,017	4市村 6地区 958人	12市町村 17地区 16,565人	8市村 15地区 3,962人	3町村 3地区 2,898人																

注1)「無医」は無医地区、「準無医」は準無医地区、「無菌」は無菌医地区、「その他」は準無医地区の協議が必要であろう地区のこと。

注2)人口は、平成29年1月1日時点、沖縄県企画部市町村課HP掲載の「島しょ別住民基本台帳人口及び世帯数【日本人】」、「市町村の町字別住民基本台帳人口及び世帯数【日本人】」及び石垣市の報告(字伊原間内の明石地区)による。

表4 対象地区の人口推移

対象地区の過去5年の人口の推移は、全体としてはおおむね横ばいです。

対象地区			人口推移(人)					
NO	名称	町字名等	H24.3.31	H25.3.31	H26.1.1	H27.1.1	H28.1.1	H29.1.1
1	佐手校区	謝敷	53	43	42	40	38	39
		佐手	89	91	89	84	88	79
		辺野喜	157	166	165	163	152	150
		宇嘉	49	44	44	42	45	42
2	北国	宜名真	137	130	130	125	117	109
		辺戸	84	81	82	82	76	73
3	奥	奥	180	183	183	184	187	190
4	楚洲	楚洲	80	79	80	77	80	79
5	安田	安田	196	194	186	175	168	166
6	安波	安波	178	172	173	169	166	161
7	押川	押川	53	53	58	60	55	56
8	高江	高江	148	144	146	145	151	139
9	伊江	伊江島	4,822	4,775	4,730	4,715	4,686	4,604
10	伊平屋	伊平屋島	1,190	1,195	1,206	1,200	1,171	1,165
11	伊是名	伊是名島	1,565	1,525	1,541	1,535	1,506	1,496
12	津堅	津堅島	531	520	495	483	463	446
13	久高	久高島	256	258	271	271	248	244
14	渡嘉敷	渡嘉敷島	687	691	691	672	678	684
15	座間味	座間味島	574	571	567	582	581	602
16	阿嘉	阿嘉島	264	267	263	255	255	257
17	粟国	粟国島	770	772	739	756	730	720
18	渡名喜	渡名喜島	400	402	402	405	387	383
19	南大東	南大東島	1,256	1,248	1,277	1,261	1,246	1,247
20	北大東	北大東島	535	541	553	574	586	576
21	多良間	多良間島	1,248	1,246	1,253	1,211	1,170	1,160
22	明石	伊原間 明石	124	132	129	136	136	134
23	平久保	平久保	149	143	137	141	142	137
24	竹富	竹富島	333	345	351	363	362	362
25	黒島	黒島	209	201	209	209	210	216
26	小浜	小浜島	549	575	604	634	660	690
27	西表	西表島	2,235	2,220	2,270	2,319	2,356	2,365
28	鳩間	鳩間島	52	59	61	60	50	41
29	波照間	波照間島	526	516	538	537	527	508
30	与那国	与那国島	1,556	1,526	1,543	1,491	1,485	1,697
30地区			21,235	21,108	21,208	21,156	20,958	21,017

注)人口の出典は、時点以外は表3の注2と同じ。

表5 対象地区の公共交通機関及び医療確保の状況(平成29年3月31日時点)

対象地区			公共交通機関の状況	医療確保の状況
NO	名称	町字名等		
1	佐手校区	謝敷	路線バスが無く、村営有償バスが1日3回運航しています。	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで15分要します。
		佐手	同上	同上
		辺野喜	同上	同上
		宇嘉	同上	同上
2	北国	宜名真	同上	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで30分要します。
		辺戸	同上	同上
3	奥	奥	同上	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで35分要します。
4	楚洲	楚洲	同上	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで40分要します。
5	安田	安田	同上	同上
6	安波	安波	同上	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで35分要します。
7	押川	押川	公共交通路線から約2km離れています。	へき地患者輸送車で最寄りの大宜味村立診療所まで送迎しています。
8	高江	高江	路線バスが1日3回運航しています。	車で最寄りの東村立診療所及び東村立歯科診療所まで40分要します。
9	伊江	伊江島	定期航路が1日4往復しています。	島内に伊江村立診療所及び伊江村立伊江歯科医院があります。
10	伊平屋	伊平屋島	定期航路が1日2往復しています。	島内に県立伊平屋診療所及び伊平屋村立歯科診療所があります。
11	伊是名	伊是名島	定期航路が1日2往復しています。	島内に県立伊是名診療所及び伊是名村立歯科診療所があります。
12	津堅	津堅島	定期航路が1日5往復しています。	島内に県立津堅診療所があります。
13	久高	久高島	定期航路が1日6往復しています。	島内に県立久高診療所があります。
14	渡嘉敷	渡嘉敷島	定期航路が1日2～3往復しています。	島内に県立渡嘉敷診療所及び民間の歯科診療所があります。
15	座間味	座間味島	定期航路が1日3～4往復しています。	島内に県立座間味診療所があります。
16	阿嘉	阿嘉島	定期航路が1日3～4往復しています。	島内に県立阿嘉診療所があります。
17	粟国	粟国島	定期航路が1日1往復しています。	島内に県立粟国診療所及び民間の歯科診療所(事実上休診中)があります。
18	渡名喜	渡名喜島	定期航路が1日1往復しています。	島内に県立渡名喜診療所及び渡名喜村立渡名喜歯科診療所(休止中)があります。
19	南大東	南大東島	定期航空路が1日2往復しています。	島内に県立南大東診療所及び南大東村立歯科診療所があります。
20	北大東	北大東島	定期航空路が1日1往復しています。	島内に県立北大東診療所及び北大東村立歯科診療所がある。
21	多良間	多良間島	定期航空路が1日2往復、定期航路が1往復しています。	島内に県立多良間診療所及び多良間村立歯科診療所があります。
22	明石	伊原間明石	路線バスが1日3回運行しています。	県立八重山病院が週1回巡回診療を実施しています。
23	平久保	平久保	同上	同上
24	竹富	竹富島	定期航路が多数あります。	島内に竹富町立竹富診療所があります。
25	黒島	黒島	定期航路が1日8便あります。	島内に竹富町立黒島診療所があります。

対象地区			公共交通機関の状況	医療確保の状況
NO	名称	町字名等		
26	小浜	小浜島	定期航路が多数あります。	島内に県立小浜診療所があります。
27	西表	西表島	定期航路の大原発着が1日多数あり、上原発着が7便あります。	島内に県立大原診療所、県立西表西部診療所、竹富町立大原歯科診療所及び民間の歯科診療所があります。 船浮地区については、県立西表西部診療所が、月1回(年1回)巡回診療を行っています。
28	鳩間	鳩間島	定期航路が1日5便あります。	県立西表西部診療所が、月1回(年12回)巡回診療を行っています。
29	波照間	波照間島	定期航路が1日3便あります。	島内に県立波照間診療所及び竹富町立波照間歯科診療所があります。
30	与那国	与那国島	定期航空路が那覇1日1便、石垣1日3便あります。	島内に与那国町立与那国診療所及び民間の歯科診療所があります。

注) 公共交通機関の状況及び医療確保の状況については、対象地区が所在する市町村からの報告による。

3 ヘき地医療

(1) ヘき地医療の現状

対象地区においては、ヘき地診療所や巡回診療等により医療が提供されています。

ア ヘき地診療所

本県のヘき地診療所は、平成29年3月31日時点において、休止している診療所を除き、38診療所(医科24、歯科14)です。

※ 「ヘき地診療所」とは、無医地区等において整備しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ当該診療所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所、又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する「離島」で、かつ、医療機関のない離島(以下「無医島」という。)のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置する診療所とされています。

(平成13年5月26日医政発第529号「ヘき地保健医療対策等実施要綱」(以下「国実施要綱」という。))3参照)

イ 過疎地域等特定診療所

本県の過疎地域等特定診療所は、平成29年3月31日時点において、9診療所です。歯科のヘき地診療所のうち、竹富町に所在する診療所を除く市町村立が該当します。

※ 「過疎地域等特定診療所」とは、過疎地域等に都道府県又は市町村が開設する眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の過疎市町村唯一の診療所とされています。(国実施要綱14参照)

表6 へき地診療所(医科) (平成29年3月31日時点)

NO	所在市町村	開設者	診療所名称	運営形態	備考
1	国頭村	国頭村	国頭村立診療所	指定管理	指定管理者は、一般財団法人琉球生命済生会です。
2	国頭村	国頭村	国頭村立東部へき地診療所	指定管理 (予定)	指定管理者は、公益社団法人地域医療振興協会です。
3	大宜味村	大宜味村	大宜味村立診療所	運営委託	委託先は、公益社団法人北部地区医師会です。
4	東村	東村	東村立診療所	運営委託	同上
5	伊江村	伊江村	伊江村立診療所	直営	伊江村が管理運営しています。
6	伊平屋村	県	県立北部病院附属 伊平屋診療所	直営	沖縄県病院事業局が管理運営しています。
7	伊是名村	県	県立北部病院附属 伊是名診療所	直営	同上
8	うるま市	県	県立中部病院附属 津堅診療所	直営	同上
9	南城市	県	県立南部医療センター・こども医療 センター附属久高診療所	直営	同上
10	渡嘉敷村	県	県立南部医療センター・こども医療 センター附属渡嘉敷診療所	直営	同上
11	座間味村	県	県立南部医療センター・こども医療 センター附属座間味診療所	直営	同上
12	座間味村	県	県立南部医療センター・こども医療 センター附属阿嘉診療所	直営	同上
13	粟国村	県	県立南部医療センター・こども医療 センター附属粟国診療所	直営	同上
14	渡名喜村	県	県立南部医療センター・こども医療 センター附属渡名喜診療所	直営	同上
15	南大東村	県	県立南部医療センター・こども医療 センター附属南大東診療所	直営	同上
16	北大東村	県	県立南部医療センター・こども医療 センター附属北大東診療所	直営	同上
17	多良間村	県	県立宮古病院附属 多良間診療所	直営	同上
18	石垣市	県	県立八重山病院附属 伊原間診療所		休止中です。
19	竹富町	竹富町	竹富町立竹富診療所	直営	竹富町が管理運営しています。
20	竹富町	竹富町	竹富町立黒島診療所	指定管理	指定管理者は、公益社団法人地域医療振興協会です。
21	竹富町	県	県立八重山病院附属 小浜診療所	直営	沖縄県病院事業局が管理運営しています。
22	竹富町	県	県立八重山病院附属 大原診療所	直営	同上
23	竹富町	県	県立八重山病院附属 西表西部診療所	直営	同上
24	竹富町	県	県立八重山病院附属 波照間診療所	直営	同上
25	与那国町	与那国町	与那国町立与那国診療所	指定管理	指定管理者は、公益社団法人地域医療振興協会です。
	県立 計	16診療所	(休止中を除く。)		※1 平成29年3月31日時点沖縄県保健医療部医療政策課調べ及び関係市町村からの報告による。
	市町村立 計	8診療所			
	民間 計	0診療所			
	合計	24診療所			

注1) 国頭村立東部へき地診療所は、平成29年4月から指定管理を開始。

注2) 以下、県立病院附属の診療所は、「県立〇〇診療所」という。

表7 へき地診療所(歯科) (平成29年3月31日時点)

NO	所在市町村	開設者	診療所名称	運営形態	備考
1	国頭村	国頭村	国頭村立辺土名歯科診療所	指定管理	指定管理者は、有限会社琉石会です。
2	大宜味村	大宜味村	大宜味村立歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約です。
3	東村	東村	東村立歯科診療所	運営委託	同上
4	伊江村	伊江村	伊江歯科医院	運営委託	同上
5	伊平屋村	伊平屋村	伊平屋村立歯科診療所	運営委託	同上
6	伊是名村	伊是名村	伊是名村立歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約です。H29.9月から再開しています。
7	渡嘉敷村	高野匠	渡嘉敷村歯科診療所	-	民間の歯科診療所です。
8	粟国村	座覇守弘	ざは歯科クリニック粟国分院	-	民間の歯科診療所です。現在、休止しています。
9	渡名喜村	渡名喜村	渡名喜村歯科診療所	-	休止しています。
10	南大東村	南大東村	南大東村立歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約です。
11	北大東村	北大東村	北大東村立歯科診療所	直営	北大東村が管理運営しています。琉球大学医学部付属病院歯科口腔外科が医師派遣しています。
12	多良間村	多良間村	多良間村立歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約である。
13	竹富町	竹富町	竹富町立大原歯科診療所	運営委託	同上
14	竹富町	医療法人桜和会	西表西部歯科診療所	-	民間の歯科診療所です。
15	竹富町	竹富町	竹富町立波照間歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約である。
16	与那国町	大仲徹	大仲歯科医院	-	
県立 計		0診療所		注1)平成29年3月31日時点沖縄県保健医療部医療政策課調べ及び関係市町村からの報告による。 注2)過疎地域等特定診療所は、表中の国頭村及び竹富町に所在する診療所を除く市町村立歯科診療所が該当する。	
市町村立 計		11診療所 (休止中を除く。)			
民間 計		3診療所 (休止中を除く。)			
合計		14診療所			

注3)「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき公示された市町村のこと。本県の過疎地域は、平成29年4月1日時点において、以下の1市4町13村です。

国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、久米島町、南大東村、北大東村、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町。

ウ へき地診療所の医療従事者数

医科の24へき地診療所の医療従事者は、平成29年1月1日時点において、医師28名(常勤25名、非常勤3名)、看護師36名(常勤35名、非常勤1名)です。

歯科の14へき地診療所の医療従事者数は、歯科医師15(常勤15名、非常勤0名)、歯科衛生士7名(常勤6名、非常勤1名)です。

ほとんどの診療所において、医師、看護師等の医療従事者は、1名体制です。

表8 へき地診療所の医療従事者数(医科) (平成29年1月1日時点)

NO	診療所名称	医師数		看護師数			
		常勤	非常勤		常勤	非常勤	
1	国頭村立診療所	1	1	0	2	2	0
2	国頭村立東部へき地診療所	1	1	0	1	1	0
3	大宜味村立診療所	1	1	0	2	2	0
4	東村立診療所	3	1	2	2	2	0
5	伊江村立診療所	3	2	1	8	8	0
6	県立伊平屋診療所	1	1	0	1	1	0
7	県立伊是名診療所	1	1	0	1	1	0
8	県立津堅診療所	1	1	0	1	1	0
9	県立久高診療所	1	1	0	1	1	0
10	県立渡嘉敷診療所	1	1	0	1	1	0
11	県立座間味診療所	1	1	0	1	1	0
12	県立阿嘉診療所	1	1	0	1	1	0
13	県立粟国診療所	1	1	0	1	1	0
14	県立渡名喜診療所	1	1	0	1	1	0
15	県立南大東診療所	1	1	0	1	1	0
16	県立北大東診療所	1	1	0	1	1	0
17	県立多良間診療所	1	1	0	1	1	0
18	県立伊原間診療所	休止					
19	竹富町立竹富診療所	1	1	0	1	1	0
20	竹富町立黒島診療所	1	1	0	1	1	0
21	県立小浜診療所	1	1	0	1	1	0
22	県立大原診療所	1	1	0	1	1	0
23	県立西表西部診療所	1	1	0	1	1	0
24	県立波照間診療所	1	1	0	1	1	0
25	与那国町立与那国診療所	1	1	0	3	2	1
計		28	25	3	36	35	1

注1) 県立診療所は「平成28年度へき地医療現況調査」、市町村立診療所は関係市町村からの報告による。

表9 へき地診療所の医療従事者数(歯科) (平成29年1月1日時点)

NO	診療所名称	歯科医師数		歯科衛生士			
		常勤	非常勤		常勤	非常勤	
1	国頭村立辺土名歯科診療所	1	1	0	0	0	0
2	大宜味村立歯科診療所	2	2	0	0	0	0
3	東村立歯科診療所	1	1	0	1	1	0
4	伊江歯科医院	1	1	0	1	1	0
5	伊平屋村立歯科診療所	1	1	0	1	1	0
6	伊是名村立歯科診療所(H29.9月から再開)	休止					
7	渡嘉敷村歯科診療所	1	1	0	0	0	0
8	ざは歯科クリニック粟国分院	休止					
9	渡名喜村歯科診療所	休止					
10	南大東村立歯科診療所	1	1	0	1	1	0
11	北大東村立歯科診療所	1	1	0	1	1	0
12	多良間村立歯科診療所	2	2	0	1	0	1
13	竹富町立大原歯科診療所	1	1	0	0	0	0
14	西表西部歯科診療所	1	1	0	1	1	0
15	竹富町立波照間歯科診療所	1	1	0	0	0	0
16	大仲歯科医院	1	1	0	0	0	0
計		15	15	0	7	6	1

注1) 市町村立診療所は関係市町村からの報告、民間診療所は「平成28年度へき地医療現況調査」又は関係市町村からの報告による。

Ⅰ ヘき地診療所の患者数

医科のへき地診療所の過去5年間の年間延べ患者数は、以下のとおり、

平成24年度 年間延べ患者数 123,786人 1日あたり平均患者数 498.8人

平成25年度 年間延べ患者数 126,438人 1日あたり平均患者数 515.9人

平成26年度 年間延べ患者数 127,914人 1日あたり平均患者数 524.2人

平成27年度 年間延べ患者数 123,848人 1日あたり平均患者数 511.6人

平成28年度 年間延べ患者数 124,368人 1日あたり平均患者数 507.4人

と推移しており、人口の推移と同様に、おおむね横ばいです。

歯科のへき地診療所の患者数については、集計が行われていない診療所があり全体的な比較ができませんでしたが、判明している状況について整理しています。

表10 ヘき地診療所の年間延べ患者数(医科)

NO	診療所名称	年間延べ患者数				
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
1	国頭村立診療所	10,496	9,739	11,376	10,983	11,004
2	国頭村立東部へき地診療所	2,012	1,628	1,706	1,678	1,660
3	大宜味村立診療所	6,728	10,084	9,502	8,714	8,873
4	東村立診療所	4,451	4,825	4,929	4,858	5,572
5	伊江村立診療所	26,130	27,016	28,240	27,140	27,255
6	県立伊平屋診療所	5,927	6,157	5,560	4,818	4,946
7	県立伊是名診療所	6,997	6,773	7,020	5,986	5,375
8	県立津堅診療所	2,801	2,911	3,015	2,582	2,349
9	県立久高診療所	1,355	1,317	1,239	1,303	1,310
10	県立渡嘉敷診療所	3,045	2,889	2,714	2,712	2,858
11	県立座間味診療所	3,612	3,905	3,922	4,133	4,049
12	県立阿嘉診療所	1,988	2,320	2,308	2,231	1,855
13	県立栗国診療所	4,312	4,548	4,059	3,581	3,822
14	県立渡名喜診療所	2,647	2,431	2,369	2,492	2,581
15	県立南大東診療所	6,273	6,714	7,147	7,157	6,372
16	県立北大東診療所	3,866	3,806	3,278	3,122	4,001
17	県立多良間診療所	5,942	5,476	5,201	5,059	5,400
18	県立伊原間診療所	休止	休止	休止	休止	休止
19	竹富町立竹富診療所	1,515	1,512	1,216	2,104	2,020
20	竹富町立黒島診療所	614	684	626	655	790
21	県立小浜診療所	3,236	3,100	3,209	2,775	2,879
22	県立大原診療所	4,126	4,084	3,933	3,874	3,805
23	県立西表西部診療所	4,866	4,014	4,509	4,636	4,573
24	県立波照間診療所	3,590	3,399	3,416	3,366	2,953
25	与那国町立与那国診療所	7,257	7,106	7,420	7,889	8,066
	計	123,786	126,438	127,914	123,848	124,368

注1)各年度4月1日から3月31日までの1年間の延べ患者数です。(土曜日、日曜日等の救急患者を含む。)

注2)患者数については、沖縄県病院事業局及び関係市町村からの報告による。以下同じ。

表11 へき地診療所の1日あたり平均患者数(医科)

NO	診療所名称	1日あたり平均患者数				
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
1	国頭村立診療所	35.8	36.3	39.2	37.0	37.2
2	国頭村立東部へき地診療所	7.3	6.7	7.0	7.0	6.9
3	大宜味村立診療所	27.8	41.8	39.4	36.3	36.8
4	東村立診療所	18.2	19.8	20.6	20.4	23.1
5	伊江村立診療所	107.3	110.5	117.2	113.1	113.1
6	県立伊平屋診療所	24.2	25.2	22.9	19.9	20.4
7	県立伊是名診療所	28.6	27.8	28.9	24.7	22.2
8	県立津堅診療所	11.4	11.9	12.4	10.7	9.7
9	県立久高診療所	5.5	5.4	5.1	5.4	5.4
10	県立渡嘉敷診療所	12.4	11.8	11.2	11.2	11.8
11	県立座間味診療所	14.7	16.0	16.1	17.1	16.7
12	県立阿嘉診療所	8.1	9.5	9.5	9.2	7.7
13	県立栗国診療所	17.6	18.6	16.7	14.8	15.8
14	県立渡名喜診療所	10.8	10.0	9.7	10.3	10.7
15	県立南大東診療所	25.6	27.5	29.4	29.6	26.3
16	県立北大東診療所	15.8	15.6	13.5	12.9	16.5
17	県立多良間診療所	24.3	22.4	21.4	20.9	22.3
18	県立伊原間診療所	休止	休止	休止	休止	休止
19	竹富町立竹富診療所	6.4	7.0	8.7	9.1	9.2
20	竹富町立黒島診療所	2.5	2.9	2.7	8.7	3.3
21	県立小浜診療所	13.2	12.7	13.2	11.5	11.9
22	県立大原診療所	16.8	16.7	16.2	16.0	15.7
23	県立西表西部診療所	19.9	16.5	18.6	19.2	18.9
24	県立波照間診療所	14.7	13.9	14.1	13.9	12.2
25	与那国町立与那国診療所	29.9	29.4	30.5	32.7	33.6
計		498.8	515.9	524.2	511.6	507.4

注) 診療日数は、休診日を除いた診療日数を用いて算出している。

表12 へき地診療所の年間延べ患者数(歯科)

NO	診療所名称	年間延べ患者数				
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
1	国頭村立辺土名歯科診療所	5,743	5,884	6,209	6,071	5,834
2	大宜味村立歯科診療所	5,588	5,693	6,562	6,771	6,595
3	東村立歯科診療所				3,545	3,469
4	伊江歯科医院	5,363	5,882	6,036	6,928	6,240
5	伊平屋村立歯科診療所					
6	伊是名村立歯科診療所					
7	渡嘉敷村歯科診療所					719
8	ざは歯科クリニック栗国分院					
9	渡名喜村歯科診療所				休止	休止
10	南大東村立歯科診療所				2,257	3,536
11	北大東村立歯科診療所	1,036	965	2,284	1,641	1,149
12	多良間村立歯科診療所	2,383	2,316	2,090	1,952	1,803
13	竹富町立大原歯科診療所	903	870	757	736	987
14	西表西部歯科診療所			2,525	2,325	1,850
15	竹富町立波照間歯科診療所			453	504	407
16	大仲歯科医院					
計 (判明部分のみ)		21,016	21,610	26,916	32,730	32,589

注) 空欄は、数値が判明しなかった部分。その他については、表10と同じ。

表13 ヘキ地診療所の1日あたりの平均患者数(歯科)

NO	診療所名称	1日あたり平均延べ患者数				
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
1	国頭村立辺土名歯科診療所	20.6	20.9	22.1	21.5	20.1
2	大宜味村立歯科診療所	22.0	22.6	27.0	27.9	26.9
3	東村立歯科診療所				12.4	12.5
4	伊江歯科医院	18.9	25.4	21.3	24.0	22.0
5	伊平屋村立歯科診療所					
6	伊是名村立歯科診療所					
7	渡嘉敷村歯科診療所					3.3
8	ざは歯科クリニック粟国分院					
9	渡名喜村歯科診療所				休止	休止
10	南大東村立歯科診療所				9.2	14.3
11	北大東村立歯科診療所	4.0	4.0	10.0	7.1	5.1
12	多良間村立歯科診療所	9.6	9.3	8.3	7.7	7.1
13	竹富町立大原歯科診療所	3.7	3.7	3.3	3.4	4.2
14	西表西部歯科診療所			9.8	8.4	7.1
15	竹富町立波照間歯科診療所			14.6	1.8	1.2
16	大仲歯科医院					
計 (判明部分のみ)		78.8	85.9	116.4	123.4	123.8

注)空欄は、数値が判明しなかった部分。その他については、表11と同じ。

オ ヘキ地診療所に関するその他事項

ヘキ地を抱える国頭村や大宜味村等の市町村においては、ヘキ地患者輸送車を整備し、患者の通院支援を行っています。

県では、これらの市町村がヘキ地患者輸送車を整備する費用を補助する等の財政支援を行っています。

カ 対象地区の巡回診療

ヘキ地診療所では、医療資源が限られる中、地域住民が求める医療を医師1名体制で提供する必要があるため、多様な診療領域に対応できる幅広い臨床能力を身に付けた医師(主に総合診療医)が診療に従事していますが、眼科、耳鼻いんこう科、精神科等の専門科疾患について、十分な対応をすることが困難な場合があります。

このため、県立西表西部診療所による竹富町鳩間島及び西表島(船浮地区)を対象とした巡回診療や、ヘキ地医療拠点病院や民間医療機関(オリブ山病院等)による対象地区の巡回診療が実施されています。

また、県では、離島・ヘキ地における専門科の受診機会を確保するため、平成24年度から眼科や耳鼻いんこう科等の特定診療科目の巡回診療を実施しています。

しかしながら、ヘキ地診療所や巡回診療では、居住する地域で必要な医療を受けることができず、地域外の医療機関へ通院せざるを得ない方々もいますので、本県では、このような方々を対象に、島外の医療施設への通院費の負担を軽減するための取り組みを平成29年度から実施しています。

表14 対象地区の巡回診療の実施状況(平成28年度)

実施主体名称	診療科目	巡回地区	回数 (回)	延べ 患者数 (人)
県立西表西部診療所 (へき地診療所)	内科	船浮(西表)	12	88
		鳩間	12	53
県立八重山病院 (へき地医療拠点病院)	内科	伊原間 (明石、平久保)	49	239
	精神科 (こころ科)	小浜	6	14
		西表	6	46
		波照間	4	55
特定医療法人葦の会 オリブ山病院	精神科	座間味	11	78
		南大東	18	196
		北大東	24	75
県 (専門医派遣巡回診療 支援事業)	眼科	伊平屋	12	86
	耳鼻いんこう科	伊是名	1	16
	整形外科	伊江	17	284
	精神科	渡嘉敷	16	120
	皮膚科	座間味	5	50
	産婦人科	粟国	7	68
		多良間	14	134
		黒島	4	36
		与那国	30	423
	(※以下内訳)	(6診療科)	(9地区)	106
県立宮古病院 (へき地医療拠点病院)	整形外科	多良間	3	69
	産婦人科		5	25
	精神科		6	40
琉球大学医学部附属病院 (へき地医療拠点病院)	耳鼻いんこう科	伊平屋	3	15
	皮膚科	渡嘉敷	5	26
		与那国	12	119
社会医療法人かりゆし会 ハートライフ病院	眼科	伊江	4	79
		渡嘉敷	3	27
特定医療法人葦の会 オリブ山病院	精神科	粟国	3	16
医療法人沖縄徳洲会 中部徳洲会病院	眼科	与那国	5	90
東京大学	眼科	与那国	3	43
埼玉医科大学	整形外科	伊平屋	4	28
		渡嘉敷	6	47
		粟国	1	8
		黒島	1	5
山王耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科	伊江	11	160
		与那国	10	171
高橋眼科	眼科	伊平屋	5	43
		伊江	2	45
		渡嘉敷	2	20
		座間味	5	50
		黒島	3	31
その他個人	眼科	粟国	3	44
		伊是名	1	16
合計		17地区	253回	2,119人

注)各実施主体又は委託先からの報告による。

キ 対象地区の急患搬送

へき地診療所では十分に対応できない救急患者については、浦添総合病院が運行している沖縄県ドクターヘリ、陸上自衛隊第15旅団（以下「自衛隊」という。）及び第十一管区海上保安本部（以下「海上保安庁」という。）の協力により、沖縄本島等の病院へ、ヘリコプター等で急患搬送できる体制を整えています。

各搬送機関の地域及び時間帯の役割分担については、概ね表15のとおりで、対象地区の過去5年間の急患搬送実績は、表16のとおりです。

また、自衛隊又は海上保安庁による搬送の際には、医師等を添乗させることとしており、平成29年3月31日時点において、添乗協力病院数は表17のとおり11病院です。

表15 急患搬送体制の役割分担について

搬送区間	日中 (目安8:30～17:30)	夜間 (目安17:30～8:30)
沖縄本島内	ドクターヘリ	救急車
沖縄本島 — 本島周辺離島(南北大東島を除く。)	ドクターヘリ	自衛隊
沖縄本島 — 南北大東島、宮古島、石垣島	自衛隊	自衛隊
宮古島 — 石垣島	海上保安庁	海上保安庁
宮古島 — 宮古島周辺離島	海上保安庁	海上保安庁
石垣島 — 石垣島周辺離島	海上保安庁	海上保安庁

表16 対象地区の急患搬送実績

NO	搬送機関名称	年度別急患搬送実績(件)				
		H24	H25	H26	H27	H28
1	ドクターヘリ	186	163	171	147	136
2	自衛隊	62	74	67	72	79
3	海上保安庁	72	56	64	67	41
4	その他	12	70	144	143	134
	計	332	363	446	429	390

注1) 沖縄県保健医療部
医療政策課調べ。

注2) 搬送実績件数は、総搬送
件数のうち対象地区分を
抽出した件数です。

表17 本県の添乗協力病院一覧(平成29年3月31日時点)

NO	医療機関名称	NO	医療機関名称
1	社会医療法人敬愛会 中頭病院	8	沖縄県立宮古病院
2	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	9	沖縄県立八重山病院
3	沖縄赤十字病院	10	医療法人沖縄徳洲会 中部徳洲会病院
4	沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院	11	社会医療法人友愛会 豊見城中央病院
5	医療法人沖縄徳洲会 南部徳洲会病院		
6	沖縄県立中部病院		
7	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター		

注) 沖縄県保健医療部医療政策課調べ。

(2) へき地医療の課題

ア 特定診療科目等の巡回診療等

へき地診療所やへき地医療拠点病院等は、対象地区の巡回診療を継続して実施することが求められます。

また、県では、対象地区の住民が必要な医療を受ける機会を確保するため、平成24年度から眼科や耳鼻いんこう科等の特定診療科目の巡回診療を実施する(専門医派遣巡回診療支援事業等)とともに、平成29年度から新たに離島患者の島外への通院等の経済的負担を軽減する取り組み(離島患者等支援事業)を開始しており、地域住民のニーズを踏まえた取り組みを継続していく必要があります。

特に、無歯科医地区の歯科医療の確保については、無歯科医地区が所在する関係市町村とともに施策を検討する必要があります。

イ 効率的な急患搬送体制の構築

対象地区の急患搬送を効率的かつ安定的に実施するためには、添乗協力病院数を増やすことや搬送時間を短縮すること等の取り組みを実施していく必要があります。

詳細については、第5章1(1) 救急医療を参照。

4 へき地医療の支援

(1) へき地医療の支援の現状

ア へき地医療拠点病院

へき地診療所に対する支援を行う医療機関として、へき地医療拠点病院があります。本県のへき地医療拠点病院は、平成29年3月31日時点において、7病院です。

へき地医療拠点病院では、以下イからオまでのとおりへき地医療の支援が行われています。

※ 「へき地医療拠点病院」とは、無医地区等を対象として、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時における代診医派遣等を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院として都道府県知事が指定した病院とされています。

(国実施要綱2参照)

表18 ヘき地医療拠点病院一覧

NO	医療機関名称	指定年月日	注) 沖縄県保健医療部 保健医療総務課調べ
1	沖縄県立北部病院	平成14年7月9日	
2	沖縄県立中部病院	平成14年7月9日	
3	沖縄県立宮古病院	平成14年7月9日	
4	沖縄県立八重山病院	平成14年7月9日	
5	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	平成18年4月1日	
6	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	平成19年4月6日	
7	琉球大学医学部附属病院	平成23年3月24日	

イ 巡回診療

前述の3-(1)-カ「対象地区の巡回診療」及び表14「対象地区における巡回診療の実施状況(平成28年度)」参照。

ウ 医師派遣

医師派遣とは、へき地医療拠点病院からへき地診療所に、常勤医等として継続的に従事する医師及び歯科医師を派遣することであり、医師の確保が困難なへき地診療所に対する重要な支援の一つです。

県内のへき地医療拠点病院では、琉球大学医学部附属病院が、昭和62年から平成29年現在にかけて継続的に、北大東村立歯科診療所へ歯科医師を派遣しています。

また、県病院事業局では、県から、県立北部病院、県立中部病院及び県立南部医療センター・こども医療センターにおいて離島診療所等に派遣することを目的とする後期研修医の養成事業を受託し、養成した医師を離島診療所へ派遣しています。

エ 代診医派遣

代診医派遣とは、へき地診療所で働く医師は研修や休暇等で容易に診療所を離れることができないため、当該医師が必要な医療技術を学ぶために研修に参加する場合や休暇を取得する場合に、一時的な代替として医師を派遣することであり、へき地診療所に対する重要な支援の一つです。

へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣状況については、平成26年度に256日、平成27年度に353日、平成28年度に389日となっています。

オ 代替看護師派遣

代替看護師派遣とは、へき地診療所で働く看護師も、医師と同様、研修や休暇

等の場合に容易に診療所を離れることができないため、看護師が必要な医療技術を学ぶための研修に参加する場合や休暇を取得する場合に、一時的な代替として看護師を派遣することであり、へき地診療所に対する重要な支援の一つです。

へき地医療拠点病院による代替看護師派遣状況は、親病院である県立病院が県立のへき地診療所へ代替看護師を派遣しており、平成26年度に147日、平成27年度に122日、平成28年度に145日となっています。

表19 へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣状況

NO	医療機関名称	年度別代診医派遣日数			派遣先診療所	
		H26	H27	H28	診療所数	名称
1	沖縄県立北部病院	39	38	69	2	伊平屋、伊是名
2	沖縄県立中部病院	19	61	71	3	津堅、渡嘉敷、南大東
3	沖縄県立南部医療センター・ こども医療センター	83	157	174	6	久高、粟国、渡名喜 座間味、阿嘉、北大東
4	沖縄県立宮古病院	69	41	46	1	多良間
5	沖縄県立八重山病院	46	41	26	4	小浜、大原、 西表西部、波照間
6	琉球大学医学部附属病院	0	12	3	5	伊平屋、渡嘉敷、 座間味、竹富、与那国
7	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	0	3	0	1	伊江
合計		256	353	389	22	

注1) 沖縄県保健医療部保健医療総務課調べ。

注2) 県立病院は、附属診療所へ代診医を派遣しています。

注3) 浦添総合病院は、伊江村長からの依頼を受け、伊江村立診療所へ代診医を派遣しています。

注4) 琉球大学医学部附属病院の実績については、県がへき地医療支援機構運営事業で実施する代診医派遣への同病院職員の参加によるものです。

カ その他の支援

へき地医療拠点病院である県立病院では、本院の電子カルテシステムを附属のへき地診療所においても閲覧できる環境を整え、へき地診療所での診療を支援しています。

(2) へき地医療の支援の課題

本県の地理的特殊性やへき地診療所の診療体制、勤務環境等を踏まえると、この計画の対象地区における医療については、医師、歯科医師等の個人の努力に依存するのではなく、へき地医療拠点病院等による継続的な支援を充実強化させていく必要があります。

ア ヘき地医療拠点病院による巡回診療、医師派遣及び代診医派遣の充実強化

厚生労働省は、へき地医療拠点病院は、その主たる事業である巡回診療、医師派遣又は代診医派遣のいずれかを月1回以上あるいは年12回以上実施することが望ましいとの見解を示しています。

本県のへき地医療拠点病院のうち、各県立病院は代診医派遣を年12回以上実施しています。琉球大学医学部附属病院は県が実施する専門医派遣巡回診療支援事業を通して年12回以上の巡回診療に協力しているとともに、北大東村立歯科診療所へ通年の歯科医師派遣を行っています。浦添総合病院については、平成27年度に、伊江村立診療所へ年3回の代診医派遣を実施し、救急医療としてドクターヘリの急患搬送によりへき地医療に貢献しているところですが、今後、へき地医療拠点病院として望ましいとされる数の巡回診療、医師派遣又は代診医派遣等を実施することが求められます。

いずれのへき地医療拠点病院も、引き続き、へき地診療所に対する支援を継続するとともに、充実強化していくことが求められます。

イ ヘき地医療拠点病院による代替看護師等の充実強化

現在、県立診療所については、親病院である県立病院からの代替看護師派遣や対象地区に在住している潜在看護師を代替看護師として活用している事例がありますが、休暇の取得日が重複する場合など、代替看護師の派遣の確保が困難な状況があることから、代替看護師派遣体制を充実強化していくことが求められます。

なお、市町村立診療所については、労働者派遣法の規定により看護師派遣が禁止されていることから、へき地医療拠点病院から代替看護師を派遣することができないことが課題となっています。

5 医療従事者の確保

(1) 医療従事者の確保の現状

ア 医師

(ア) 医学生の養成

a 自治医科大学への学生派遣

県は、離島・へき地における医師確保を目的として、昭和48年度から自治医科大学への県出身学生の派遣を行っています。卒業生は、学費の免除を受ける条件として一定期間へき地診療所等の医療機関に勤務することとなり、へ

き地医療の主要な担い手となっています。

b 琉球大学医学部地域枠

沖縄県では、医師不足と偏在の解消を目的として、平成21年度から琉球大学医学部に地域枠が設置され、定員を増員して医学生の養成が行われています。県は、地域枠学生に修学資金を貸与し、地域枠学生が医師免許の取得後、へき地診療所を含む離島・へき地の医療機関で一定期間就業した場合には、貸与した資金の返還を免除する仕組みを構築しています。現時点では全員が学生又は研修医ですが、平成32年度以降、北部及び離島地域の医療機関において、勤務を開始する予定となっています。

(イ) 臨床研修

県は、医師の確保が困難な離島・へき地の医師を確保するため、県立病院において後期臨床研修医を養成し、これらの地域の県立の病院及び診療所に派遣する医学臨床研修事業を行っています。多様な診療領域に対応できる幅広い臨床能力を身に付けた医師（主に総合診療医）を養成し、離島診療所へ派遣しています。

イ 看護師

(ア) 看護大学における地域推薦入学制度

看護大学の入学試験に特定町村や宮古島市・石垣市に保護者が住所を有しており、各市町村長や中学・高校の校長が推薦する者で、卒業後推薦市町村において地域の保健・医療・福祉の向上に貢献しようとする者に対して推薦制度を設けており、一般推薦入学や社会人特別選抜を含めて特別選抜として、合わせて20名枠を設けています。

※ 特定町村とは、伊江村、伊平屋村、伊是名村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町、国頭村、大宜味村及び東村のこと。

(イ) 看護大学における選択必修科目「島しょ保健看護」と離島実習の実施

離島やへき地で医療を担う看護職者の育成を目的として、島しょで暮らす人々の生活を、地理的、文化的な広い視野から理解し、島しょにおける健康問題の解決や健康生活上の課題解決のために、プライマリー・ヘルスケアとチームアプローチ（協働と連携）を学ぶ「島しょ保健看護」を選択必修科目とするとともに、学生が離島を正しく理解し、魅力ある職場として選択できるように、離島実習を実施してい

ます。

(ウ) 看護師等修学資金の業務従事期間の計算優遇

看護職員の確保が困難な特定町村に所在する医療施設等で就業する場合、返還債務の当然免除とする業務従事期間を計算する際に、月数を2倍にして計算することにより、就業義務年限を半減し、特定町村への就業を促しています。

ウ 歯科医師及び歯科衛生士

市町村立歯科診療所では、開設者である市町村が指定管理等により歯科診療所を運営しており、歯科医師、歯科衛生士等の確保に取り組んでいます。

(2) 医療従事者の確保の課題

ア 医師

県は、自治医科大学や琉球大学医学部地域枠、県立病院における後期臨床研修に係る取り組みを通じて、へき地診療所を含む離島・へき地の医療機関で勤務する医師の養成、確保を行っていますが、これらの取り組みを引き続き計画的に実施していくことが求められています。

イ 看護師

県立診療所における看護師については、県病院事業局において、その必要数が確保されていますが、産休や育児休業、病休等の代替職員の確保に苦慮する場合もあり、離島・へき地においては、島内の潜在看護師の人材活用を含め取り組む必要があります。

ウ 歯科医師及び歯科衛生士

へき地診療所における歯科医師及び歯科衛生士については、開設者である市町村の努力により一定程度確保されています。

今後は、関係市町村のニーズ、取り組み等を踏まえ、必要に応じて、関係市町村とともに確保のための施策を検討する必要があります。

なお、医療従事者の確保の詳細については、「第7章 医療従事者の養成・確保」を参照。

6 行政機関等による支援

(1) 行政機関等による支援の現状

ア 県による支援

(ア) へき地医療支援機構

県は、広域的なへき地医療支援事業を企画・調整し、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とした沖縄県へき地医療支援機構の運営を公益社団法人地域医療振興協会への委託により、平成19年度から実施しています。同機構では、へき地の公的医療機関での勤務を希望する医師の情報や医師の派遣が可能な医療機関等の情報を県内外から収集し、登録・管理して、へき地の公的医療機関へ紹介するドクターバンクを運営しており、平成29年3月31日現在の登録者数は173名となっております。

(イ) 沖縄県地域医療支援センター

へき地を含む県内の医師不足の状況を把握・分析し、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保の支援等を一体的に行うことにより医師の地域偏在の解消を図る沖縄県地域医療支援センターの運営を琉球大学への委託により平成26年度から実施しています。

(ウ) 代診医派遣

県は、へき地医療拠点病院による代診医派遣とは別に、へき地診療所の医師の勤務環境を改善するため、以下の代診医派遣の取り組みを実施しています。

a 代診医派遣事業(ドクタープール事業)

県保健医療部において、代診を行う医師2名を確保し、離島診療所の医師が研修及び学会に参加する際の代診医として派遣しています。

b へき地医療支援機構による代診医派遣

へき地医療支援機構は、県から委託を受けて、へき地診療所への代診医派遣を実施しています。

へき地医療拠点病院、代診医派遣事業及びへき地医療支援機構による代診医派遣の3つの取り組みの代診医派遣実績は、平成26年度は504日、平成27年度は649日、平成28年度は628日となっております。

表20 へき地診療所の代診医利用実績

NO	診療所名	H26年度				H27年度				H28年度			
		拠点	県	機構	計	拠点	県	機構	計	拠点	県	機構	計
1	国頭村立診療所												
2	国頭村立東部へき地診療所			8	8			7	7			7	7
3	大宜味村立診療所												
4	東村立診療所												
5	伊江村立診療所			26	26	3		44	47			7	7
6	県立伊平屋診療所	25	3	4	32	24	16	16	56	24	8	11	43
7	県立伊是名診療所	14	8		22	14	9	6	29	45	4	9	58
8	県立津堅診療所	5	5		10	8	7		15	15	4		19
9	県立久高診療所	5	4	3	12	8		3	11	1		13	14
10	県立附属渡嘉敷診療所	8	14		22	28	12	3	43	21	7		28
11	県立座間味診療所	21	10		31	29	15	3	47	19	8	11	38
12	県立阿嘉診療所	16	9		25	22	3		25	26	7		33
13	県立粟国診療所	18	8		26	44	7	3	54	21	13	8	42
14	県立渡名喜診療所	11	10		21	24	15		39	21	3		24
15	県立南大東診療所	6	12		18	25	20		45	35	11		46
16	県立北大東診療所	12	5		17	30	17		47	86	7	9	102
17	県立多良間診療所	69			69	41	3	4	48	46			46
18	県立伊原間診療所												
19	竹富町立竹富診療所			46	46			7	7			12	12
20	竹富町立黒島診療所											14	14
21	県立小浜診療所	9	10		19	2	15		17	12	15		27
22	県立大原診療所	10	10		20	15	13	4	32	3	11		14
23	県立西表西部診療所	12	8		20	12	14		26	8	10		18
24	県立波照間診療所	15	16		31	12	13		25	3	23		26
25	与那国町立与那国診療所			29	29			29	29			10	10
	計	256	132	116	504	341	179	129	649	386	131	111	628

注1)「拠点」はへき地医療拠点病院独自の派遣事業、「県」は代診医派遣事業、「機構」はへき地医療支援機構運営事業委託による代診医のこと。

注2)本表は、事業の実施主体別で計上しており、表19の琉球大学付属病院の実績分は、へき地医療拠点病院の実績として計上している。

(イ) 代替看護師派遣

県は、へき地医療拠点病院による代替看護師派遣とは別に、へき地診療所の看護師の勤務環境を改善するため、平成25年度から、沖縄県病院事業局が配置する2名の代替看護師に係る人件費を補助する代替看護師派遣事業を実施しています。

代替看護師派遣事業の派遣実績は、平成26年度に242日、平成27年度に204日、平成28年度に312日となっています。

表21 ヘき地医療拠点病院からへき地診療所への代替看護師派遣状況

NO	種別	年度別代替看護師派遣日数			
		H25	H26	H27	H28
1	県立病院による県立のへき地診療所への派遣実績	45	147	122	145
2	県事業の代替看護師派遣事業による派遣実績	201	242	204	312
合計		246	389	326	457

注) 沖縄県保健医療部保健医療総務課調べ。

(オ) 沖縄県離島・へき地遠隔医療支援情報システム

県は、平成12年度からへき地診療所に対する支援を目的に、6つの県立病院、16の県立診療所及び本庁を結ぶネットワーク「沖縄県離島・へき地遠隔医療支援情報システム」を運用しています。

当該システムでは、へき地診療所にいながら、各施設間の診療ノウハウの共有、診療相談等の幅広い情報収集やWEB会議システムを活用した遠隔の講義や会議を行うことができる環境を整えています。

(カ) 主な財政負担・支援

a 県立病院繰出金

地方公営企業法において、病院事業を含む公営企業の経営は、独立採算が原則とされていますが、その性質上、経営に伴う収入をもって充てることが困難であると認められる経費等については、一般会計において負担するものとされています。

県は、公営企業の経費負担の原則に基づき、県立病院のへき地の医療の確保に要する経費について、県立病院及び診療所が安定的に医療を提供できるよう一般会計からの繰出を適切に行っています。

b 県による市町村立診療所への支援

県は、市町村立へき地診療所に対して、厚生労働省の国庫補助事業を活用し、へき地診療所の施設整備、設備整備及び運営費の財政支援を行っています。

(a) 施設整備費に対する補助

県は、市町村立へき地診療所、医師住宅等の施設整備に要する経費に対して、県が定める基準額の範囲内で10分の10補助しています。

(b) 設備整備費に対する補助

県は、市町村立へき地診療所の医療機器等の設備整備に要する経費に対して、県が定める基準額の範囲内で、8分の7補助しています。

過疎地域等特定診療所については、8分の5補助しています。

(c) 運営費に対する補助

県は、市町村立へき地診療所の運営に要する経費に対して、県が定める基準額の範囲内で、10分の10補助しています。

イ 市町村による支援

県とへき地医療支援機構は、関係者が協力・連携し、離島診療所が抱える課題の解決を図るため、平成24年度に「離島及びへき地診療所所在市町村主管課長会議」を設置しています。

現在、この会議において、必要に応じて、県立診療所の運営に対する市町村の協力を求めており、市町村では、以下のような取り組みが行われています。

(ア) 医師等の生活環境の整備

うるま市では、平成29年度から開始した津堅診療所等安全安心体制確保事業により、医師宿舎や看護師宿舎に防犯カメラを設置し、医療従事者の生活面の安全確保を図っています。

そのほか、一部の市町村において、医師住宅、看護住宅等の整備・維持管理、住宅周辺の草刈・清掃等が行われています。

(イ) 医師等の勤務環境の整備

へき地診療所では、夜間・休日に第三者の付添いによって、患者、医師等が安心安全に医療を提供・受けられる体制づくりが重要であることから、うるま市では、平成29年度から開始した津堅診療所等安全安心体制確保事業により、安全対策員を確保し、津堅診療所等の時間外（夜間及び休日等）における全例付添いを行っています。

座間味村では、夜間・休日等の時間外診療時に消防団員を付添いさせ、医師の安全を確保しています。

北大東村においても、医師の安全確保に向けた取り組みを検討しています。

そのほか、一部の市町村において、休暇や研修機会の確保、研修費用の助成、教育実習の受入れによる研修体制の構築等が行われています。

(ウ) 住民への適正受診等診療に関する普及啓発

一部の市町村において、時間外の受診を控える等住民全体で診療所を支えるという意識の醸成を図り、医師の負担軽減を図る等しています。

(エ) 診療所医師との意見交換等コミュニケーション機会の確保

一部の市町村において、医師と課題を共有するための意見交換の場を設けるとともに、青年会活動やサークル活動等地域の行事等に医師を招き、地域住民との交流の機会を設けるなどしています。

(2) 行政機関等による支援の課題

ア 県による支援の課題

(ア) へき地医療支援機構の課題

ドクターバンクを活用したへき地診療所への医師の紹介を継続して行う必要があります。

また、国実施要綱で、へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、事業を行うこととされており、へき地医療支援機構は、へき地医療拠点病院のほか、関係機関・団体との連携の一層の強化を図り、へき地医療支援の充実に取り組む必要があります。

なお、へき地医療支援機構と沖縄県地域医療支援センターは、より緊密な連携の方策を検討し、へき地の医療の確保に向けて、総合的な企画・調整を行っていく必要があります。

(イ) 沖縄県地域医療支援センターの課題

へき地を含む県内の医師不足・偏在に対応する医師確保のコントロールタワーとしての役割を確立するため、沖縄県地域医療支援センターの機能や組織体制の強化を進める必要があります。

(ウ) 代診医派遣の課題

ほとんどのへき地診療所では、医師1人の診療体制となっており、医師1人で1年を通して地域住民の健康を守っていくことは、医師にとって大きな負担となっています。また、へき地診療所では、医師が研修や休暇等で診療所から離れることも容易ではない現状にあります。へき地診療所医師のスキルアップ環境の向上や勤務環境を改善するため、代診医派遣のさらなる充実に取り組む必要があります。

(エ) 代替看護師派遣の課題

へき地医療拠点病院による代替看護師派遣と同様に、休暇の取得日が重複する場合など、代替看護師の派遣の確保が困難な状況があることから、代替看護師派遣事業を充実強化していくことが求められます。

なお、市町村立診療所については、労働者派遣法の規定により看護師派遣が禁止されていることから、代替看護師を派遣することができないことが課題となっています。

(オ) その他の支援の課題

a 沖縄県離島・へき地遠隔医療支援情報システム

このシステムは、県立病院と県立診療所をネットワークにより繋いでいますが、市町村立へき地診療所と繋がっていません。県によるへき地診療所に対する支援として、市町村立診療所も対象とするか、関係市町村のニーズ、費用負担の可否等を踏まえ、その必要性について検討します。

b 財政負担・支援

県立病院繰出金や市町村に対する補助金等の財政負担・支援については、毎年度、関係機関との調整や市町村からの要望を踏まえ、適切に対応していきます。

イ 市町村による支援の課題

市町村では、医師の安全確保、診療所及び歯科診療所の設置、医師等の生活環境や勤務環境の整備、住民への適正受診の普及啓発等の取り組みが行われていますが、取り組む内容が市町村毎に異なっています。

今後は、県内の医療提供体制における市町村の役割や協力のあり方について、議論していく必要があります。

第2 目指す方向性

1 目指す姿

住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な継続的な医療サポートを受けることができる。

2 取り組む施策

(1) 対象地区での医療提供体制の確保

人口や患者が少ない地域においては、へき地診療所をいかに維持していくかが課題となっており、その運営を維持していくことは費用の面だけでなく、医療従事者の確保の面からも容易ではありません。へき地診療所を維持していくためには、県、市町村、医療機関及び地域住民の連携協力が必要不可欠であり、以下の施策に取り組みます。

ア 無医地区等及び無歯科医地区等

地域の人口や医療機関の状況等を的確に把握し、無医地区等及び無歯科医地区等の協議等を適切に行います。

(ア) 無医地区

厚生労働省は、人口が50人以下になる等して、無医地区・無歯科医地区から外れた地域について、医療の必要性が無くなったわけではないため、都道府県において、『無(歯科)医地区に準じる地区』に指定する等、適正に判断し、へき地医療の取り組みが後退することがないよう留意する必要があるとの見解を示しています。

本県としましては、無医地区の要件を満たさなくなった鳩間島について、準無医地区の協議の必要性について検討します。

(イ) 準無医地区

鳩間島に加え、多良間村(多良間島)及び与那国町(与那国島)についても、医師1人の診療所である県立多良間診療所及び与那国町立与那国診療所の診療の実情に応じて、標榜診療科を見直し、準無医地区の協議の必要性について検討します。

(ウ) 無歯科医地区

無歯科医地区となった、座間味村(座間味島、阿嘉島)、粟国村(粟国島)及び渡名喜村(渡名喜島)については、市町村とともに施策を検討する必要があります。

す。

イ ヘき地診療所の施設設備の整備費及び運営費の支援

ヘき地診療所、医師住宅等のうち老朽化が進んでいるものがあり、今後は、施設の現況や耐用年数を踏まえた改築等が想定されます。医療機器等の設備についても、使用状況や耐用年数、地域のニーズに応じた整備が想定されます。

また、対象地区の人口やヘき地診療所の患者数はほぼ横ばいで推移しているものの、人口が少ない地域における診療所の運営は、依然として厳しい状況にあります。

県では、このような対象地区の現状を踏まえ、設置主体が負担するヘき地診療所の施設及び設備の整備や運営に要する経費に対して、今後も継続的な支援を行います。

ウ 医師確保に向けた取り組み

県では、ヘき地診療所を含む離島・ヘき地の医療機関において診療に従事する医師を確保するため、これまで自治医科大学への県出身学生の派遣、琉球大学医学部における地域枠学生の養成、県立病院での臨床研修を通じてのプライマリ・ケア医（総合診療医）の育成等を行っています。今後も、県内における医師の偏在やヘき地診療所の医師不足が懸念されることから、これらの取り組みを継続していきます。

また、歯科医師についても、開設者の取り組み状況やニーズ等を踏まえ、開設者とともにヘき地診療所の歯科医師確保に向けた取り組みについて検討します。

エ 代診医派遣、代替看護師派遣等の取り組み

(ア) 代診医派遣

ヘき地診療所に勤務する医師については、ほとんどの診療所で医師1人の診療体制となっており、医師の負担が大きいことから、代診医の派遣は、必要不可欠な支援となっています。

現在、ヘき地医療拠点病院、県及び沖縄県ヘき地医療支援機構による代診医派遣が行われておりますが、ヘき地診療所医師の勤務環境の改善を図るため、それぞれの代診医派遣の取り組みを充実強化します。

(イ) 代替看護師派遣等

ヘき地診療所に勤務する看護師についても、医師と同じような状況にあり、研修や休暇等で容易に診療所離れることができないため、代替看護師の派遣は、ヘき地診療所に対する必要不可欠な支援となっています。

現在、県では、代替看護師派遣事業により、県立病院から県立のヘき地診療

所に対する代替看護師の派遣を支援しており、沖縄県病院事業局のニーズ等を踏まえ、今後も支援を継続していきます。

市町村立診療所については、労働者派遣法の規定により看護師の派遣が禁止されていることから、市町村のニーズ等を踏まえ、看護師が休暇等を取得できるよう勤務環境を整える方策を検討していきます。

オ 関係市町村等が連携した施策の展開

へき地診療所を継続・維持するためには、県、市町村、医療機関、地域住民が一体となって支える必要があります。県では、へき地診療所が抱える課題の解決を図り、離島及びへき地診療所所在市町村主管課長会議を毎年開催しています。へき地の医療提供体制における県及び市町村の役割、協力のあり方等について検討するため、今後もこの取り組みを継続し、対象地区を抱える市町村との連携強化を図っていきます。

(2) 対象地区での巡回診療による特定診療科目等の医療の確保

無医地区においては容易に医療機関を利用することができなく、また、準無医地区においては、医師1人のへき地診療所では眼科、耳鼻いんこう科、精神科等の特定診療科目等の専門的医療を十分に提供することができない状況にあることから、対象地区の住民の必要な医療を受ける機会の確保を図り、へき地診療所による巡回診療の継続実施を図るとともに、特定診療科目等の巡回診療の充実強化に取り組みます。

ア へき地診療所及びへき地医療拠点病院による巡回診療

へき地医療拠点病院のうち県立宮古病院や県立八重山病院については、病院の医師を確保することが非常に困難である中で、へき地診療所への支援を如何に継続していくかということが課題となっています。これらの県立病院や附属の県立診療所では、対象地区の巡回診療が行われていますが、今後もこれらの取り組みが継続実施されるよう、一般会計からの繰出を適切に行い、県立病院の経営を支えています。

イ 県及び民間医療機関による巡回診療

県では、へき地の住民が必要な医療を受ける機会を確保するため、眼科や耳鼻いんこう科等の特定診療科目の巡回診療を、公益社団法人地域医療振興協会に委託実施しており、今後もこの取り組みを継続するとともに、充実強化していきます。

また、特定医療法人葦の会オリブ山病院が座間味村、南大東村及び北大東村で精神科の巡回診療を実施するなど民間の医療機関による巡回診療が実施されており、これらの取り組みの促進を図っていきます。

(3) 対象地区外において緊急的又は専門的な医療を受けることができる環境の整備

ア 必要な医療を対象地区外で受けるための通院費負担の軽減

離島の患者、妊産婦及びその付添人は、居住する離島において必要とする医療を受けることができないため、島外の医療機関に通院する場合の経済的負担が課題となっています。県では、平成29年度から島外の医療機関に通院する場合の経済的負担を軽減するための施策を開始しており、市町村のニーズ等に応じて、実施していきます。

イ ドクターヘリ、自衛隊、海上保安庁、添乗協力病院等との連携強化

へき地診療所では十分に対応できない救急患者については、沖縄県ドクターヘリ、自衛隊及び海上保安庁の協力により、沖縄本島等の病院へ、ヘリコプター等により搬送できる体制を整えています。これらの急患搬送を効率的かつ安定的に実施するためには、添乗協力病院を増やすことや医療機関敷地内のヘリポート設置等搬送時間の短縮に継続的に取り組んでいく必要があります。

詳細については、第5章1(1) 救急医療を参照。

第3 数値目標

1 目指す姿

住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な継続的な医療サポートを受けることができる。

NO	指 標	現 状	目 標 (H35)	目標値の 考え方	データ出典	取り組みの 主体
1	へき地診療所の 利用率	H28 医科52.1% 歯科62.4%	医科50% 歯科60%	対象地区でのへき地診療所の役割を維持・確保	沖縄県国民健康保険団体連合会	—
2	代診医派遣の 年間利用日数	H28 628日 H27 649日 H26 504日	720日	24診療所× 30日(有休20、 研修10日)= 720日 「2 取り組む 施策」のNO10 ～12の合計	沖縄県保健 医療部保健 医療総務課 調べ	へき地医療 拠点病院 県 (保健医療部) 沖縄県 へき地医療支援 機構
3	県の施策による 代替看護師の年間派 遣日数	県立診療所 H28 457日 H27 326日 H26 389日	535日 県立診療所 400日 市町村立診 療所 135日	県立診療所 16×25日(有休 20、研修5日) 市町村立診療 所 3診療所×20日 (有休15、研修 5)+5診療所(複 数配置)×15日 (有休10、研修 5)	同上	同上

2 取り組む施策

(1) 対象地区での医療提供体制の確保

NO	指 標	現 状	目 標 (H35)	目標値の 考え方	データ出典	取り組みの 主体
1	へき地診療所の数 (単位:診療所)	H29 38 (医科24) (歯科14)	38 (医科24) (歯科14)	対象地区の医療提供体制の維持・確保	沖縄県保健 医療部医療 政策課調べ	—

NO	指 標	現 状	目 標 (H35)	目 標 値 の 考 え 方	デ ー タ 出 典	取 り 組 み の 主 体
2	へき地診療所の医療従事者数 (単位:人)	H28 医師 28 看護師 36 歯科医師 15 歯科衛生士 7	医師 28 看護師 36 歯科医師 15 歯科衛生士 7	対象地区の医療提供体制の維持・確保	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	—
3	へき地診療所の年間平均診療日数	H28 医科242日	医科242日	同上	同上	—
4	へき地の数 (無医地区) (準無医地区)	H28 無医地区 6 準無医地区 17	無医地区 6 準無医地区 20	鳩間島、多良間島、与那国島の準無医地区協議を検討	同上	県 (保健医療部)
5	自治医科大学卒業生のへき地勤務実績 (へき地診療所)	H28 8名/年	NO.5及び6を合わせて 16名/年	入学卒及び過去の勤務実績から設定	沖縄県保健医療部保健医療総務課調べ	県 (保健医療部)
6	県立病院総合診療専攻医へき地勤務実績 (へき地診療所)	H28 8名/年	NO.5及び6を合わせて 16名/年	過去の勤務実績から設定	同上	県 (保健医療部)
7	ドクターバンク登録医師数	H28 173名	278名	年間15名の新規登録	同上	沖縄県 へき地医療支援機構
8	へき地医療拠点病院による代診日数	H28 386日 H27 341日 H26 256日	400日	代診医派遣事業を実施するへき地医療拠点病院の増(年12回以上)	同上	へき地医療拠点病院
9	県の代診医派遣事業による代診日数	H28 131日 H27 179日 H26 132日	200日	20離島診療所×10日	同上	県 (保健医療部)
10	へき地医療支援機構による代診日数	H28 111日 H27 129日 H26 116日	120日	24へき地診療所×5日	同上	沖縄県 へき地医療支援機構

NO	指 標	現 状	目 標 (H35)	目標値の 考え方	データ出典	取り組みの 主体
11	代替看護師の研修・学会等参加による活用日数	H28 県立診療所 80日 代替看護師 派遣事業 57日 親病院による 派遣 23日	県立診療所 80日 市町村立 診療所 40日	県立診療所 16診療所 ×5日 市町村立 診療所 8診療所 ×5日	沖縄県保健 医療部保健 医療総務課 調べ	県 (病院事業局) (保健医療部)
12	離島及びへき地診療所所在市町村主管課長会議の開催	H28 1回	2回/年	定例的に開催	同上	県 (保健医療部)

(2) 対象地区での巡回診療による特定診療科目等の医療の確保

NO	指 標	現 状	目 標 (H35)	目標値の 考え方	データ出典	取り組みの 主体
13	対象地区の巡回診療実績	(H28) 実数17地区 延べ253回 延べ患者数 2,119人	延べ23地区 延べ344回 延べ患者数 3,053人	県施策の拡充を図り、県施策以外は現状を維持確保	—	—
	へき地診療所及びへき地医療拠点病院独自の巡回診療実績	7地区 94回 患者数553人	7地区 94回 患者数553人	へき地診療所及びへき地医療拠点病院の現状の取り組みを維持確保	沖縄県保健 医療部医療 政策課調べ	県 (病院事業局)
	県の施策による巡回診療実績	9地区 106回 患者数 1,217人	20地区 250回 患者数 2,500人	対象地区の全離島で巡回診療を実施	同上	県 (保健医療部)
	民間医療機関による独自の巡回診療	3地区 53回 患者数349人	—	民間医療機関は目標を設定しない	—	—

(3) 対象地区外における緊急的又は専門的な医療を受けることができる環境整備

NO	指 標	現 状	目 標 (H35)	目 標 値 の 考 え 方	デ ー タ 出 典	取 り 組 み の 主 体
14	離島患者等支援事業 を活用する市町村数	H29 14市町村 (H29申請)	15市町村	補助対象となりうる対象地区の全市町村の活用を図る。	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	県 (保健医療部)
	助成を拡充した市町村数	10市町村 (H29申請)	15市町村	活用する市町村の助成拡充を図る。	同上	同上
	延べ利用者数 (被助成者数)	3,585人 (H29申請)	-	H29実績を基 から設定する。	同上	同上
15	ドクターヘリによる 急患搬送の応需率	H28 85% (全国) 77%	85%	全国と比べ8ポイント高いことから、現状の機能維持を図る。	日本航空医療学会	県 (浦添総合病院)
18	添乗協力病院数	H28 11病院	14病院	隔週1日(14日毎)の当番制が安定的な運用のために適当と考える。	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	県 (保健医療部)
19	医療施設のヘリポート数	H28 3病院	7病院	計画策定時点で整備計画のある病院数を考慮した。	同上	-

へき地の医療分野 施策・指標体系図

番号	C 個別施策
1	無医地区等及び無歯科医地区等の指定
	指標1 へき地の数
	医師の確保に向けた取り組み
2	指標1 自治医科大学卒業生のへき地勤務実績(へき地診療所)
	指標2 県立病院総合診療専攻医のへき地勤務実績(へき地診療所)
	指標3 ドクターバンク登録医師数
	代診医派遣、代替看護師派遣等の取り組み
3	指標1 へき地医療拠点病院独自の取り組みによる代診医派遣日数
	指標2 県の代診医派遣事業による代診医派遣日数
	指標3 へき地医療支援機構による代診医派遣日数
	指標4 代替看護師の研修・学会等参加による代替看護師活用日数
	関係市町村等が連携した施策の展開
4	指標1 離島及びへき地診療所所在市町村主管課長会議の開催
	へき地診療所及びへき地医療拠点病院による巡回診療
5	指標1 へき地診療所及びへき地医療拠点病院による巡回実績の実績(地区数、回数、患者数)
	県の施策による巡回診療
	指標1 県の施策による巡回診療の実績(地区数、回数、患者数)
7	必要な医療を対象地区外で受けるための通院負担の軽減
	指標1 離島患者等支援事業実績(補助市町村数、延べ利用者数)
8	ドクターヘリ、自衛隊、海上保安庁、添乗協力病院等との連携強化
	指標1 添乗協力病院数
	指標2 医療施設のヘリポート数

番号	B 中間アウトカム
----	-----------

1	対象地区での医療提供体制が確保できている。
	指標1 へき地診療所の数
	指標2 へき地診療所の医療従事者数
	指標3 へき地診療所の平均診療日数

2	対象地区での巡回診療で特定診療科目等の医療を受けることができる。
	指標1 各巡回診療実績の合計(地区数、回数、患者数)

3	対象地区外において、緊急的又は専門的な医療を受けることができる環境が整っている。
	指標1 離島患者等支援事業実績(助成を拡充した市町村数)
	指標2 ドクターヘリによる急患搬送の応需率

番号	A 最終アウトカム
----	-----------

1	住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な継続的な医療サポートを受けることができる。
	指標1 (住民) へき地診療所の利用率
	指標2 (医師) 代診医派遣の年間利用日数
	指標3 (看護師) 県の施策による代替看護師派遣の年間利用日数